

特集1

平成30年度(2018年度)決算不認定の大きな要因となった 市職員による不適切な会計事務処理問題

小金井市教育委員会学校教育部学務課の職員が市内の小・中学校で平成30年度(2018年度)に使用された上下水道料金の決済伝票を机の引き出しに入れたまま会計課に提出する手続を失念、東京都水道局からの督促状で気づき、私費で支払をしていたことが発覚しました。小・中学校の電話料金も私費で支払い、その合計約92万円に加えて、本年4月分の小・中学校ガス料金及び電話料の支払遅延により延滞利息金約2万8千円が発生していたことも明らかになりました(当該職員は令和元年8月末で依願退職)。

経過と議会の動き

原因は

本来ダブルチェックを行うべき会計事務処理業務を年度替わりの繁忙期などの理由で、当該職員1人で行っていました。当該職員は、支払を失念していた事実を上司や同僚に相談・報告せずに私費で支払を行った上、当該職員が支払ったことを証明する領収書等を破棄していたため事実確認に時間を要しました。

決算特別委員会が異例の継続審査

教育費の決算審査が行われる10月3日以降3度の保留の後、第3回定例会内での答弁に至らず、第4回定例会に継続審査となる異例の事態に。11月7日の決算特別委員会にて、市の対応方針が示されるも、市の法令遵守や事務執行の在り方が論点になりました。

再発防止

市長の指示により副市長を委員長とする小金井市コンプライアンス推進委員会を既に設置。単に法令遵守にとどまらず、庁内組織における要綱や通知、ルール及び社会規範を遵守することを包含する取組を、市長部局のみならず行政委員会あるいは教育委員会を横断的に全庁的に推進していくとしています。

今後の対応方針は

市は、私費払の約92万円の本来の債務者は当該職員ではなく小金井市であり、小金井市と記載された各債権者発行の請求書等を用いて支払を行っているため、当該職員が小金井市の債務を弁済していることは明らかとしています。したがって、市は民法第697条に規定する事務管理に該当すると判断して元職員へ返還する方針を示しました。

延滞利息金については、当該職員が私費払や事務処理漏れの発覚を恐れて期限内での支払を極めて困難にし、延滞金を発生させたものと認定しました。したがって市は民法第709条に規定する不法行為に基づく損害賠償に該当すると判断して元職員に請求する方針を示しました。

以上の方針に基づき、該当職員から請求のあった場合に支払を行うための約92万円と、該当職員が発生させた延滞利息金約2万8千円を収入する一般会計補正予算案(第7回)を11月27日の本会議に上程し、同日の予算特別委員会および29日の本会議で可決しました。

日付	内容
6月 3日	課内で不適切な会計処理が発覚
8月26日	議会へ第一報が報告
9月 2日	会派代表者会議で経過報告
9月18日	会派代表者会議で追加報告
9月24日	全員協議会
9月30日	決算特別委員会 冒頭にて複数議員より法的根拠に基づく対応方針を示すよう要望され、保留
10月 3日	決算特別委員会 答弁に至らず保留
10月 4日	決算特別委員会 答弁に至らず保留
10月 8日	決算特別委員会 答弁に至らず第4回定例会へ継続審査
11月 7日	決算特別委員会 問題解決への方針を示す
11月11日	決算特別委員会 採決にて一般会計決算が不認定
11月29日	本会議採決にて一般会計決算が不認定 問題解決を図るための一般会計補正予算案(第7回)を可決

特集2

三宅村友好交流視察

小金井市と三宅村は、1978年に友好都市盟約を結び、2018年10月に40周年を迎えました。毎年、相互理解と親善を深めるために、小金井市から三宅村に伺っており、2019年10月に行われたなかよし市民まつりには、三宅村からお越しいただいています。2019年は11月15日～17日、市議会からは5人の議員が第20回産業祭に参列、火山噴火からの復興の様子等を視察しました。



○ 第20回産業祭



○ 小金井小次郎の井戸

幕末の侠客小金井小次郎は、喧嘩の罪で三宅島に流される。在島中に、水に悩む村民の姿を見て大きな井戸を作り、村民を救いました。



○ 溶岩流にのまれた阿古集落

1983年の噴火によって、阿古集落は一夜にして溶岩流にのみ込まれました。数か月前に実施した避難訓練の成果もあり、ひとりの死傷者を出さずに、避難できたとのこと。



原稿は議員が作成しております

次の定例会は令和2年2月19日(水)開会予定です。